

2014年10月9日

各 位

会社名 株式会社 キヤンバス  
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己  
(コード番号:4575 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役最高財務責任者兼管理部長  
加登住 真(電話 055-954-3666)

### 抗癌剤候補化合物 CBS9106 日本国特許庁より特許査定受領のお知らせ

当社が創出し開発中の抗癌剤候補化合物 CBS9106 に関する特許出願について、日本国特許庁から特許査定<sup>\*1</sup>を受領しましたので、お知らせいたします。

【発明の名称】 抗がん活性を有する化合物

【出願番号】 特願 2010-502609

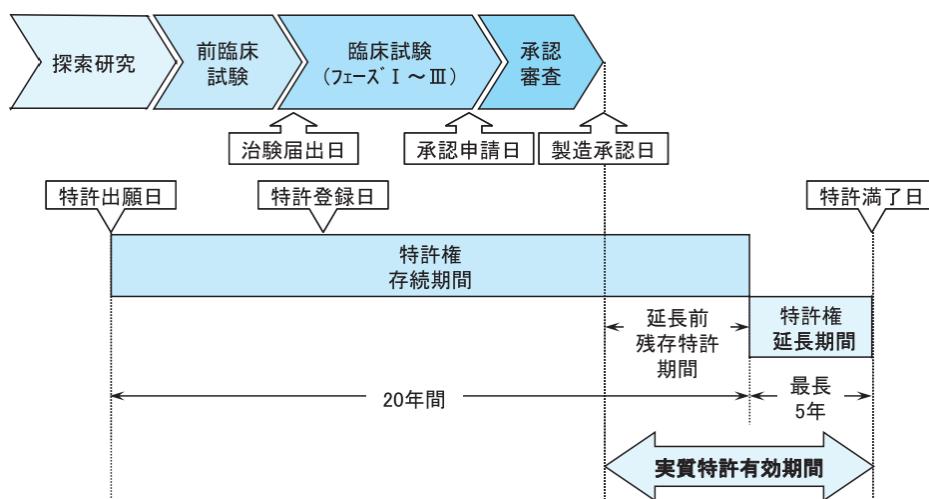
【特許権者】 株式会社キヤンバス

本特許は、当社独自の細胞表現型スクリーニングを用いて創出した抗癌剤候補化合物 CBS9106 を含む類縁低分子化合物群に対する物質及び用途特許です。

CBS9106 は、核外輸送因子 CRM1<sup>\*2</sup>を可逆的に阻害し、多発性骨髄腫を含む幅広い癌細胞株に対して細胞周期停止およびアポトーシスを誘導する低分子化合物であり、モデル動物を用いた試験においても、経口投与により腫瘍増殖抑制及び生存期間延長効果を示すとともに、既存の CRM1 非可逆的阻害剤であるレプトマイシン B に比べて毒性が低いことを示唆するデータが得られています。

当社は、CBS9106 は有望な抗癌剤候補化合物であると考えており、現在は CBP501 に続く2つめの開発パイプラインとして前臨床試験<sup>\*3</sup>を終了した段階にあります。

日本国における特許権存続期間は原則として出願日(本特許の出願日は 2008 年 4 月 11 日)から 20 年ですが、医薬品については特許延長制度があるため、この期限は延長される可能性があります(下図参照)。



(出所: 医薬産業政策研究所『日米における医薬品の特許期間』 JPMANews Letter No.133(2009/09))

本特許は、米国においては既に成立しており(特許番号第 8,084,454 号)、欧州主要国に対しても PCT 出願中です。

なお、本件による短期的な業績への影響はありませんが、開発の進捗や新たな提携の獲得などを通じて、中長期的に当社の企業価値の向上に寄与するものと考えています。

※1 特許査定

特許庁の審査で特許権を与える価値がある出願発明であると判断されたことを示すものです。

この後に特許料を納付することによって特許権の効力が発生します。

※2 CRM1

核外輸送シグナル(NES)を持つ輸送基質(蛋白質、mRNA-蛋白質複合体)を核から細胞質へ輸送する役割を担う、細胞内因子の一つです。

CRM1によって輸送される基質には、癌の抑制に働く因子(INK4B、p53、FOXOs)が含まれており、CRM1阻害剤は、これらの核外排出を阻害することでこれら因子の活動の場である細胞核内への蓄積をもたらし、抗腫瘍効果を示すと考えられています。

※3 前臨床試験

許認可当局へのIND申請(臨床試験実施申請)に必要なデータを収集するために規制当局の定めた基準に則って実施される非臨床試験を指します。

以上

《ご参考》

(1) 当社の保有する特許(主要パイプラインに関するもの抜粋)は、現時点で次のとおりです。

本件特許査定受領および特許料支払による変更を下線で示しております。

対象	発明の名称	所有者	国際公開番号	登録状況
薬剤スクリーニング法 オリジナルペプチド TAT-S216	G2期細胞周期停止の阻害、及びDNA損傷剤に対する細胞感作のための組成物及び方法	当社	2001/021771	米国、欧州主要国 <sup>(注)</sup> 及び日本において成立しております。
CBP501 及びそのバックアップ化合物群	抗増殖活性を有し、そして／又は核酸損傷剤を増大するペプチド及びペプチド模倣物あるいは処置	当社	2003/059942	米国、欧州主要国及び日本において成立しております。
	免疫調整活性、抗炎症活性、および抗ウイルス活性を有するペプチドおよびペプチド模倣物	当社	2004/112820	米国、日本において成立しております。
	抗癌治療の効力を推定するための感受性試験	当社	2005/014856	米国において成立しております。
CBS9106 をはじめとするCBS9100シリーズ	抗癌活性を有する化合物	当社	2009/031040	米国及び日本において成立しており、欧州主要国について出願中であります。

(注) 欧州主要国とは、欧州特許庁加盟国のうち、当社の特許戦略上有意義と判断し得る国を指します。具体的には、ドイツ、スイス、英国、フランス、ベルギー、イタリアなどです。

(2) 当社の特許は原則としてすべて米国において先行出願し、欧州・日本を含む各国へのPCT出願を実施しています。

これに関する適時開示は、各化合物について米国・欧州・日本それぞれにおける最初の特許成立が確実となった時点で実施しております。